○農林水産省告示第千七百三十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年九月九日

農林水産大臣　山本　有二

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　滋賀県甲賀市土山町山中字奥堅田四六五、字奥四六六、字大ゾハ四六九、四七〇、四七〇の一

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を滋賀県庁及び甲賀市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百三十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年九月九日

農林水産大臣　山本　有二

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　滋賀県甲賀市土山町山中字健上谷四九四

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を滋賀県庁及び甲賀市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百三十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年九月九日

農林水産大臣　山本　有二

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　滋賀県栗東市荒張字桂谷一の八から一の一〇まで・一の二七から一の三〇まで（以上七筆国有林）、一の一（次の図に示す部分に限る。）、一の二、一の一一から一の一三まで、一の二六、字不動四五四・四五六の一二（以上二筆国有林）、四五六、四五六の一から四五六の八まで、四五六の一一、字シゴミ谷四五六の九、四五六の一〇、字墓ヶ谷五七五、五七五の八、五七五の一四、五七五の一五、五七五の一七から五七五の一九まで、字屋敷山五七五の一〇、字走井谷ノ上五七五の一一、五七五の一六、五七五の二三

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を滋賀県庁及び栗東市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百三十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年九月九日

農林水産大臣　山本　有二

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　愛知県蒲郡市大塚町山ノ沢五三の二（次の図に示す部分に限る。）、四五の一三、四五の一六、内草坪一の三（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛知県庁及び蒲郡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百四十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年九月九日

農林水産大臣　山本　有二

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　愛知県豊川市平尾町中山三八の一九・三八の二〇・三八の二二・三八の二五・三八の五三・三八の五五（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）、三八の一三から三八の一八まで、三八の二八、三八の三〇、三八の一一七から三八の一二〇まで

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛知県庁及び豊川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百四十一号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第五条第一項の規定に基づく品種登録出願を受理したので、同法第十三条第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成二十八年九月九日

農林水産大臣　山本　有二

出願品種の属する農林水産植物の種類	出願品種の名称	出願者の氏名又は名称及び住所又は居所	品種登録出願の番号及び年月日
Chrysanthemum x morifolium Ramat.	セイセルザム	イノチオ精興園株式会社 広島県府中市鵜飼町531番地8	第31095号 平成28年4月27日
〃	DLFCANV2	Deliflor Royalties B.V. Korte Kruisweg 163, 2676BS, Maasdijk, The Netherlands	第31182号 平成28年5月30日
Cucumis melo L.	秋田甘えんぼレッドR	秋田県 秋田県秋田市山王四丁目1番1号	第30932号 平成28年3月16日
〃	秋田甘えんぼレッド春系R	〃	第30933号 平成28年3月16日
Eupatorium L.	リトルエンプレス	村松大輔 静岡県浜松市北区三幸町394－1	第30928号 平成28年3月15日
Hydrangea L.	スズカパール	益川康志 三重県鈴鹿市五祝町287	第30630号 平成27年11月19日